任意継続被保険者 加入のしおり

令和7年度版

小松製作所健康保険組合

1 退職後の健康保険

退職後は、下記いずれかの制度に加入する必要があります。

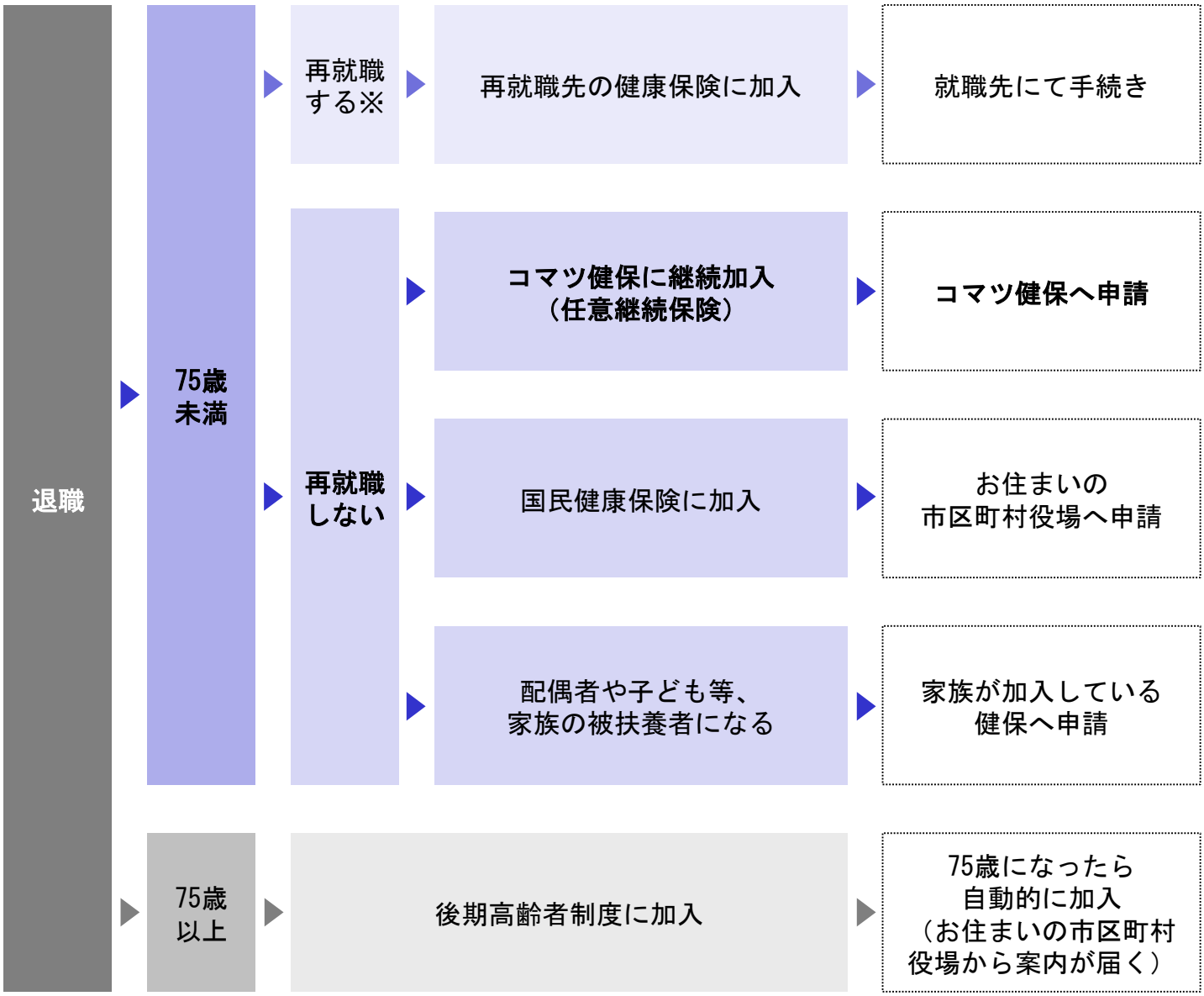

※再就職しても短時間勤務等で再就職先の健康保険に加入しない場合や自営業を営む場合、
「再就職しない」と同じように任継や国保などへ加入が必要となります。

2　任意継続保険と国民健康保険の違い

国民健康保険と比較の上、任意継続保険へご加入ください。

	コマツ健保の任意継続保険	国民健康保険
保険料（本人）	**在職時の保険料の約２．５倍（個人により変わります）** ※今まで会社が負担していた分も負担 ※上限があり上限額は下記となります 【介護保険有】４７，０８０円 【介護保険無】３９，６００円	**お住まいの市区町村役場へ問い合わせ**
保険料（家族）	**なし** 但し、被保険者が40歳未満、もしくは65歳以上の場合で、被扶養者に40歳以上65歳未満の方がいれば、介護保険料が発生します	**加入数による**
保険料算出方法	**退職時の標準報酬月額×保険料率** ※令和6年度標準報酬月額の上限：44万円 ※保険料率は年度毎に見直しがあります 【令和7年度の保険料率】 健康保険：９％　介護保険：１．７％	**前年所得により決定** 倒産・解雇などにより離職した方、及び雇い止めなどにより離職した方は、保険料が軽減される場合があります。詳細は、市区町村役場へお問い合わせください
保険料納付方法	下記３種類の中から選択 **①月払い（割引なし・引落し）** **②半期前納（割引あり・振込）** **③通年前納（割引あり・振込）**	**お住まいの市区町村役場へ問い合わせ**
加入条件	**退職前に継続して２ヶ月以上被保険者であったこと**	**お住まいの市区町村**
加入期間	**最長２年間** ①2年間の期間満了 ②再就職先の健康保険へ加入 ③被保険者死亡 ④保険料未納（毎月10日期限） ⑤脱退希望を申し出た時（翌月1日喪失） ⑥75歳になり後期高齢者医療制度へ加入	**他の健康保険制度（再就職先の健康保険、家族の扶養など）に加入するまで** 75歳になった場合は、 後期高齢者医療制度へ移ります
申込期限	**退職日翌日から２０日以内**	**退職日翌日から１４日以内**
医療費負担割合	**３割（本人・家族）**	**３割（本人・家族）**
保険給付	**出産手当金・傷病手当金以外の法定給付・付加給付** 【法定給付】高額療養費、埋葬料（費） 出産育児一時金など 【付加給付】一定額（所得により異なる） 以上負担した場合、その額を 超えた部分を還付	**出産手当金・傷病手当金以外の法定給付** 【法定給付】高額療養費、埋葬料（費） 出産育児一時金など

3　任意継続保険加入の手続き

下記書類①～③を**退職後20日以内**にコマツ健保へ送付ください。
（退職前に提出する場合、各事業所の総務・人事部門へご提出ください）

① 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書兼台帳

【ご注意】郵便局に口座をお持ちでない方は、新規開設してください。
保険給付金や保険料還付金等が発生した場合、コマツ健保から
被保険者のゆうちょ銀行口座へ振り込みます。

② ゆうちょ銀行口座の記号・番号がわかる部分のコピー

（支払方法が半期・通年前納の場合添付ください）

③ 被扶養者に関する添付書類

（**在職時から引き続き**扶養に入れたい家族がいる場合のみ添付ください。下記表を確認いただき、必要書類をご準備ください。提出後追加書類を依頼する場合があります。）

被扶養者	必要書類
配偶者	❶ 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー （お住まいの市区町村役場にて入手） ❷ 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 （当組合HPより印刷し、署名・捺印してください） http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
子 ※ （18歳未満）	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】なし
子 ※ （18歳以上40歳未満）	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー （お住まいの市区町村役場にて入手）
子 ※ （40歳以上）	【配偶者も被扶養者になっている場合のみ】 ❶ 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー （お住まいの市区町村役場にて入手） ❷ 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 （当組合HPより印刷し、署名・捺印してください） http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf
他 （18歳以上40歳未満）	最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー （お住まいの市区町村役場にて入手）
他 （40歳以上）	❶ 最新の所得証明書（もしくは、課税・非課税証明書）コピー （お住まいの市区町村役場にて入手） ❷ 小松製作所健康保険組合加入（被扶養者）に関する誓約書 （当組合HPより印刷し、署名・捺印してください） http://www.komatsu-kenpo.or.jp/member/application/pdf/T00.pdf

※子の扶養で、配偶者が扶養に入っていない場合は当健保組合までご連絡ください。

夫婦共同扶養の観点から、配偶者との収入比較が必要となります。退職後は、在職中のような給与収入がない状態で被扶養者の生計を維持できるか確認書類を提出いただきます。退職後、配偶者の収入を上回る収入がなければ、お子様は配偶者の扶養に入っていただくことになります。
お子様と同居で配偶者がいない場合、「世帯全員分続柄記載のある住民票コピー」をご提出ください。

★新たに扶養に入れたい家族がいる場合も、当健保組合までご連絡ください。

4　任意継続保険料 納付の流れ

各支払い方法（３種類）により納付の流れが異なります。

いずれの場合も、初回は指定期日までにコマツ健保指定口座へお振込み
いただくよう案内文書をお送りしますので、資格取得時にお送りする書類を
必ずご確認くださいますようお願いいたします。

★任継期間中の納付方法の変更は、原則認められません。

（１）毎月払い（割引なし）

① 初回２ヶ月分（加入月と翌月）をコマツ健保指定口座へ振込。

※金融機関窓口、ATM、ネットバンキングなどから振込。振込手数料は被保険者負担。
※振込金額・振込先・振込期日は、資格取得時にお送りする「保険料納付のお願い」（黄色用紙）をご覧ください。

② 最寄の郵便局にて、自動引落し手続きを行う。

※資格取得時にお送りする「自動払込利用申込書」（緑色2枚複写用紙）に、必要事項をご記入・捺印いただき、郵便局窓口に提出ください。
※通帳・印鑑もご持参ください。

③ ３ヶ月目以降は、毎月１０日（休日の場合は前営業日）に引落。

※郵便局引落手数料が、毎回３３円かかります。
※引落日前日までに、月額保険料＋３３円を口座に入れてください。
※引落できなかった場合、任意継続資格を喪失します。

4　任意継続保険料 納付の流れ

（２）半期前納払い（複利現価法による年４％の割引あり）

初回は、資格取得月の末日（土日祝の場合は翌営業日）までに、資格取得月から9月又は3月までの保険料を**コマツ健保指定口座へ振込いただきます。**3月と9月に次の半期前納分の保険料のお振込み案内をお送りしますので、案内の期日までに納付をお願いいたします。

【例：2025年7月に加入した場合】

納付回	納付書送付予定	納付期日	納付対象期間
１回目	任継申請書提出後約１週間※	2025年7月31日迄	2025年7月～9月分
２回目	2025年9月上旬	2025年9月30日迄	2025年10月～2026年3月分
３回目	2026年3月上旬	2026年3月31日迄	2026年4月～9月分
４回目	2026年9月上旬	2026年9月30日迄	2026年10月～2027年3月分
５回目	2027年3月上旬	2027年3月31日迄	2027年4月～6月分

（３）通年前納払い（複利現価法による年４％の割引あり）

初回は、資格取得月の末日（土日祝の場合は翌営業日）までに、資格取得月から翌3月までの保険料を**コマツ健保指定口座へ振込**いただきます。3月に次の通年前納分の保険料のお振込み案内をお送りしますので、案内の期日までに納付をお願いいたします。

【例：2025年7月に加入した場合】

納付回	納付書送付予定	納付期日	納付対象期間
１回目	任継申請書提出後約１週間※	2025年7月31日迄	2025年7月～2026年3月分
２回目	2026年3月上旬	2026年3月31日迄	2026年4月～2027年3月分
３回目	2027年3月上旬	2027年3月31日迄	2027年4月～6月分

【半期・通年前納共通】
※資格取得日より前に申請された場合は資格取得日後1週間
★金融機関窓口、ATM、ネットバンキングなどから振込。振込手数料は被保険者負担。
★加入月から１年ではありません。引落ではありません。
★振込期日までに入金がない場合、前納扱い（割引）ができません。

5 資格取得時の発行書類について

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証の新規発行はされなくなりました。資格取得時にマイナ保険証の利用登録の有無等により、下記の書類を発行いたします。

マイナ保険証利用登録有	マイナ保険証利用登録無 （有効期限切れ等で使用できない場合も含む）
資格情報のお知らせ	資格確認書 資格情報のお知らせ

医療機関等で受診する際は以下のものをご提示ください

・マイナ保険証	・資格確認書
マイナ保険証を利用できない場合 （マイナ保険証で受診できない医療機関やカードリーダーの故障等で使えない場合） 下記いずれか ・マイナンバーカード+マイナポータルの資格情報の画面 ・マイナンバーカード+資格情報のお知らせ	（令和7年12月1日の有効期限が設定されている方で、マイナ保険証の利用が引き続きできないと見込まれる方には、期限が切れる前に新たな資格確認書を職権発行してお送りする予定です。）

マイナ保険証の利用登録をされている場合でも、以下のマイナ保険証を利用できない方には申請により資格確認書を交付いたします。
（申請書⇒小松製作所健康保険組合HP-申請書一覧「資格確認書（再）交付申請書」）

【対象者】
・マイナンバーカード紛失・更新中
・マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を援助する必要がある方

【在職中の保険証・資格確認書について】
退職後事業所のご担当者まで速やかにご返却ください。
（令和7年12月以降の退職者の方は保険証の返却不要、
有効期限が切れた資格確認書についても返却不要となります。）

6　Ｑ＆Ａ

健保組合宛に多く寄せられる質問です。申請時にあらかじめお読みください。

Ｑ１．資格取得時の書類はいつ手元に届きますか？

Ａ．「任意継続被保険者資格取得申請書」を当健保組合に提出後、概ね１週間以内にご自宅へ「レターパックプラス」にて送付いたします。**※退職前にご提出いただいた場合、加入月初旬にお手元に届くよう発送**

Ｑ２．資格取得時の書類が届く前に病院にかかる場合、どうすればよいですか？

Ａ．マイナ保険証を利用されている方は、マイナ保険証で受診ください。その際、資格がないなど窓口から何か確認があった場合は、「現在、任意継続を申請中」であることをお伝え、医療機関の指示に従ってください。医療機関によっては健康保険扱いで対応いただける場合もございます。
新しい健康保険被保険者記号・番号は、在職時のものと変わりますので、ご注意ください。

　マイナ保険証等を使用できず、全額自己負担で立て替えた保険診療分の金額については、申請して払戻を受けることができますので、当健康保険組合までご請求ください。

【請求方法はこちらをご覧ください↓】
小松製作所健康保険組合ＨＰ＞健保の給付＞立替払いをしたとき

Ｑ３．被扶養者に入れたい（外したい）家族がいる場合、どうすればよいですか？

Ａ．必要書類をご案内いたしますので、健保組合まで一度ご連絡ください。

6　Ｑ＆Ａ

Ｑ４．任意継続の保険料はどのように計算されますか？

Ａ．在職時の最後に保険料が徴収された月の「標準報酬月額」と「組合平均標準報酬月額」のどちらか低い方の金額に保険料率をかけて算出いたします。（現在４４万円が上限となっています）
　保険料率と組合平均標準報酬月額は、法令により毎年度見直しますので、任意継続期間中に保険料が変わることがあります。
　介護保険料も同様の基準です。**加入者（被保険者・被扶養者）に４０歳以上６５歳未満の方がいれば、介護保険料を徴収します。**
　具体的な保険料は、各個人により異なりますので、金額の詳細は当健康保険組合へお問い合わせください。

Ｑ５．任意継続の保険料はいつの分から納付が必要ですか？

Ａ．任意継続の保険料は加入した月から必要です。退職日の翌日より加入となり、加入が月の途中であっても1ヶ月分の保険料を納めていただくことになります。（日割り計算ではありません）

【例】6月15日退職の場合、任意継続は6月16日取得。6月分保険料から納付。

Ｑ６．最後の給与から保険料が引かれていますが、二重払いではありませんか？

Ａ．多くの場合、給与で控除される保険料は「前月分」です。
給与から引かれている保険料の詳細につきましては、
お勤めされていた事業所へご確認ください。

Ｑ７．納付期限を１日でも過ぎたら、資格を失いますか？

Ａ．納付期限の翌日で、任意継続被保険者の資格を喪失します。
　ただし、天災事変、交通・通信関係のストライキ等、納付の遅延について正当な理由があると健康保険組合が認めた場合、この限りではありません。遅延が発生したら、速やかに当健康保険組合までご連絡ください。

6　Q＆A

Ｑ８．任意継続期間の途中で希望で脱退することはできますか？

Ａ．2022年1月1日から、被保険者の申し出による脱退が認められることとなりました。

※任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合には、その申し出を受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。
原則として申し出後の、取消しはできません。

Ｑ９．任意継続を期間の途中で脱退する場合、手続きはどうすればよいですか？

Ａ．下記手続きを行ってください。

①再就職先の健康保険へ加入した場合

下記３点を当健保組合へ送付ください。
❶任意継続被保険者資格喪失理由届出書
（任継資格取得時にお送りする書類に同封して送付済）
❷再就職先の資格確認書又は資格情報のお知らせコピー
（本人分、資格取得年月日の確認できる書類）
❸コマツ健保の資格確認書（本人、家族分、有効期限内のものが発行されている場合）

②被保険者本人が死亡

ご遺族の方より当健康保険組合へお電話ください。
ご遺族の方宛に必要書類をお送りいたします。

③保険料未納（毎月１０日期限）

当健康保険組合より文書をお送りいたします。

④脱退希望のとき

任意継続被保険者資格喪失理由届出書を送付ください。

⑤被保険者本人が７５歳になった（後期高齢者医療制度への加入）

当健康保険組合より文書をお送りいたします。
（後期高齢者医療制度の資格確認書はお住まいの市区町村役場より誕生日前に届きます）

6　Ｑ＆Ａ

Ｑ１０．任意継続を脱退して家族の被扶養者となることはできますか？

Ａ．先に任意継続被保険者を希望で脱退し、資格喪失証明書を入手してから、被扶養者となる手続きを行ってください。先に被扶養者と認定されても、被扶養者の認定は資格喪失事由にありませんので、認定日に遡って脱退することはできません。

Ｑ１０．任意継続を期間の途中で脱退した場合、前納した保険料は払い戻されますか？

Ａ．前納した保険料のうち未経過期間に係るものを、還付いたします。
前述Ｑ９の脱退手続きを行っていただいた後、還付についての書類を送付しますので、記入の上ご返送ください。入金先は任意継続資格取得申請書にご記入いただいたゆうちょ銀行口座となります。
入金日、入金額は後日文書にてお知らせいたします。

Ｑ１１．任意継続が期間満了になった場合、手続きはどうすればよいですか？

Ａ．当健康保険組合より資格喪失日の10日前頃に資格喪失証明書を発行し、お送りいたします。資格喪失後は、国保やご家族の扶養に入るなど、いずれかの医療保険制度へご加入ください。
また、任意継続被保険者の資格確認書が発行されている場合は、資格喪失日以降にご返却ください。

※国保へ加入：お住まいの市区町村役場で手続きしてください。
資格喪失証明書を持参ください。
※家族の扶養：家族が加入している保険組合等へ手続きについてご相談ください。

6 Q＆A

Ｑ１２．確定申告時に「社会保険料控除証明書」が必要ですが、送ってもらえますか？

Ａ．毎年１２月２５日ごろ、「任意継続保険料納入証明書」（圧着ハガキ）をご自宅宛へお送りいたします。

（確定申告・年末調整の社会保険料控除の申請時に任意継続保険料の証明書の添付は不要となっていますが、金額の確認等で提示を求められる場合があります。当健保の証明書は入金日ベースではなく、保険料月ベースでの証明となりますので、その年に支払った保険料の金額とは一致しない場合があります。）

Ｑ１３．確定申告時に医療費控除を申請しますが、昨年の「医療費通知」は送ってもらえますか？

Ａ．毎年２月中旬ごろ「年間医療費のお知らせ」を紙で発行しておりましたが、令和６年の医療費分より紙でのお知らせを発行しないこととなりました。
医療費通知は「PepUp」又は「マイナポータル（※）」で取得いただくことができます。旧来の通り医療機関にかかった際の領収証を保管し、ご対応いただくこともできますので、よろしくお願いいたします。

※マイナポータルは行政手続きのオンライン窓口です。
利用者登録・ログインが必要です。
「わたしの情報」－「健康医療」－「医療費通知情報」より毎月の医療保険の確認・取得ができ、e-Taxで確定申告する際にも利用できます。
（マイナポータルのトップページ　https://myna.go.jp/　）

【任意継続被保険者についてのお問合せ先】

小松製作所健康保険組合　任意継続担当

メール:JP00MB_kenpo_gyoumu@global.komatsu

TEL：03-6849-9796（問い合わせ専用アナウンス後1番）
（健保組合からの着信：0285-28-8129
又は03-6849-9797）

書類提出先：〒323-8558
栃木県小山市横倉新田400
小松製作所健康保険組合
小山工場事務所